

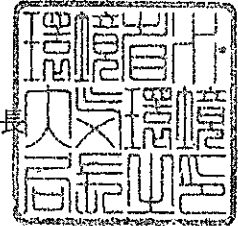


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

埼玉県知事 上田 清司 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

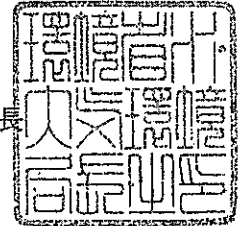


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

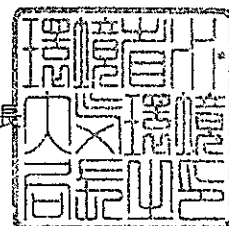


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

東京都知事 猪瀬 直樹 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

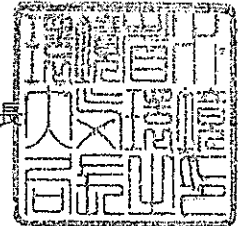


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

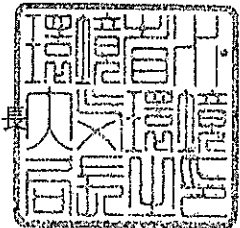


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

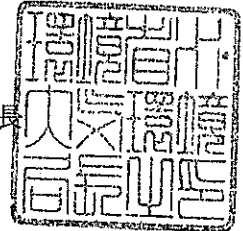


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

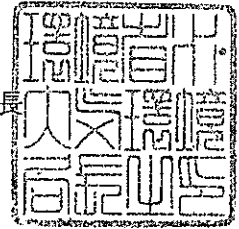
- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。



環水大自発第 1307021 号  
平成 25 年 7 月 2 日

大阪府知事 松井 一郎 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

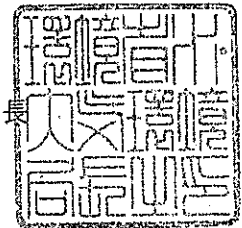


環水大自発第 1307021 号

平成 25 年 7 月 2 日

兵庫県知事 井戸 敏三 殿

環境省水・大気環境局長



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の設定について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議に係る標準処理期間を下記のとおり設定したので、通知する。

記

手続名	標準処理期間
法第 7 条第 3 項（同条第 6 項及び法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議	2 か月

（備考）

- 1 上記標準処理期間には事前調整の期間を含むものとする。
- 2 標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。